

学校における児童生徒等に対する水泳指導等について

1. 学校における水泳指導に際しては、以下の資料等を参考に、児童生徒の安全管理、安全指導を徹底すること。

- ①「学校における水泳事故防止必携（2018 年改訂版）」
（平成 30 年 3 月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf
- ②「水泳指導の手引（三訂版）」
（平成 26 年 3 月文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1348589.htm
- ③「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」
（平成 26 年 3 月文部科学省）
<https://www.youtube.com/watch?v=0j-Dry4xcQ8&list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>
- ④「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」
（平成 28 年 3 月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
<https://www.youtube.com/watch?v=MiyTSzNboTA>

(1) 普段使用しているプールと異なる環境で行われた水泳の授業中に、児童が溺れて死亡した事例などの重大事故事例も発生していることから、学校外のプールなど、普段と異なる環境で授業を実施する場合も含め、児童生徒の安全管理、安全指導を徹底すること。

特に小学校においては、水に十分に慣れていない児童や水深が深い場所では足がつかない児童もいることから、安全な授業が行われるよう、体格や泳力などに応じた適切な安全対策、授業中の十分な監視及び指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにすること。

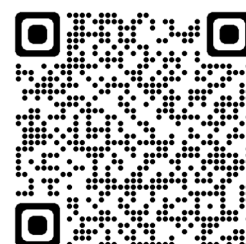
(2) 飛び込みによるスタート時には、深く入水し、水底に頭部を打ちつける等の重大事故が起きている。学習指導要領及び同解説においては、「小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導すること」、「高等学校の入学年次の次の年次以降においても、原則として水中からのスタートを取り扱うこと」としており、各学校においては、学習指導要領を踏まえ、安全面に十分に配慮した指導を行うこと。

なお、高等学校学習指導要領では、「入学年次の次の年次以降は、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること」としているが、高等学校の入学年次の次年以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際には、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講じること。その際、適宜、公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」等も参考に、安全な指導を行うこと。

(https://swim.or.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/g_02_2.pdf)



【参考：危険なスタート】



「学校体育実技指導資料 第4集 水泳の指導の手引き（三訂版）」
（平成 26 年 3 月文部科学省）抜粋

動画「スタートの段階指導」

- (3) プールに浮かべて使用する浮島は、学習指導要領においては使用を想定していないが、浮島の下に児童生徒が覆われると、大きい浮島に吸引されて水面に上がれなくなる可能性があるため、浮島を使用する場合は、「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書（水上設置遊具による溺水事故）」（https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_018/assets/report_018_200619_0002.pdf）を参考に、監視等の十分な注意を払うとともに、児童生徒の安全を確保できない場合は、浮島の使用は控えること。

【令和6年度の災害共済給付の重大事故の例】

学校種	授業・部活動の別	事故の状況
小	授業	体育の授業中、学校外のプールでバタ足の練習をしていた際、プール中央付近に沈んでいるところを発見された。救急搬送され治療を受けたが、溺水により同日死亡した。
高	体育的部活動	水泳部の活動中、プールでスタート練習をしていた際、入水角度40度以上の状態で飛び込み、プールの底に頭を打ちつけた。救急搬送され、頸髄損傷により手術を受けたが、四肢まひが残った。
高	体育的部活動	水泳部の活動中、プールで飛び込みの練習をしていて、スタート台から飛び込んだ際にプールの底に頭を打ちつけた。救急搬送され治療を受けたが、第5頸椎椎体骨折により、せき柱に変形障害が残った。

【令和5年度の災害共済給付の重大事故の例】

高	体育的部活動	水泳部の朝練習に参加した後、更衣室で着替えを済ませて退出する際に、足元を滑らせて転倒した。その時、とっさに右手首を床についた。痛みはあったが腫れがひどいわけではなかったため、湿布や塗り薬でケアをしていた。数か月様子を見ていたが痛みが引かなかったため受診したところ骨折と判明した。
---	--------	---

2. 児童生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、体の調子を確認してから泳ぐ、プールなどの水泳場での注意事項を守って泳ぐなどといった水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。その際、以下の資料等も参考とすること。

① e-learning コンテンツ「守ろう！いのち 学び合おう！水辺の安全」

(公益財団法人日本ライフセービング協会)

<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/>

② 小中学生向け水難防止デジタル教材「水辺の安全学習アプリ」

(公益財団法人B&G財団)

<https://mizube-anzen.jp/>

3. 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせること。

4. 児童生徒の発達段階に応じて、海水浴・水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。

5. 幼稚園等については、本通知のほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】」（平成28年3月 <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline>）や、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査」（平成30年4月24日 消費者安全調査委員会 https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_0003_180424_0001.pdf）も踏まえ、一層の安全対策に取り組むこと。